

第十三号様式の十六(南極選挙人証の様式)(第十条の十一関係)

南極選挙人証

選挙人名簿に記載
されている住所

氏名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)
選挙管理委員会委員長 氏名 印

選挙	選挙期日	令第53条の規定による投票用紙の交付	令第59条の8の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
		南極地域調査組織の長に対する交付	南極調査員に対する交付				
第何回衆議院総選挙(第何回参議院通常選挙)	何年何月何日	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長 印	交付

備考 この証明書の有効期間は、交付の日から南極調査期間が満了する日(何年何月何日)までとする。

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第35条第3項の規定によつて記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第53条第1項の規定によつて記入する場合においては、「令第53条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第4項の規定によつて記入する場合においては、「隊長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第16項の規定によつて記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。